

産業廃棄物処分業許可証

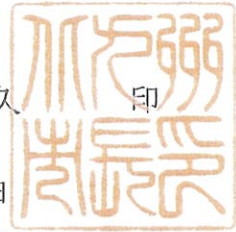
住 所 北九州市小倉北区東港二丁目1番13号

氏 名 株式会社 山本建工

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 山本 裕一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久 印



許 可 の 年 月 日 令和 7年 6月 30日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 12年 6月 29日

1 事業の範囲

事業の区分
中間処理業（破砕）

産業廃棄物の種類
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3 許可の条件

移動式の破砕作業は、午前8時から午後5時までとし、日曜、祝祭日は行わないこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 6月30日	新規許可	平成22年 6月30日	更新許可
平成27年 6月30日	更新許可	令和 2年 6月30日	更新許可
令和 7年 6月30日	更新許可		

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 : 破碎施設

産業廃棄物の種類 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類

設置場所 : 北九州市小倉北区東港二丁目3番2

設置年月日 : 令和6年4月3日 (当初設置年月日 : 平成28年4月20日)

処理能力 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

1日あたり424トン (8時間)

がれき類

1日あたり680トン (8時間)

許可年月日 : 平成28年4月11日

許可番号 : 第557-1号

施設の種類 : 破碎施設

産業廃棄物の種類 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上2種類

設置場所 : 移動式

設置年月日 : 令和6年4月3日 (当初設置年月日 : 平成28年4月20日)

処理能力 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

1日あたり 872トン (8時間)

がれき類

1日あたり1400トン (8時間)

許可年月日 : 平成28年4月11日

許可番号 : 第557-2号

以下余白

